

「入院時食事療養費（Ⅰ）」 について

国の健康保険法等の規定に基づき、令和7年4月より患者様のご負担金額が下記の通り変更となります。

全医療機関共通の金額となりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1食につき490円 (指定難病の患者 280円)	1食につき510円 (指定難病の患者 300円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき230円	1食につき240円
	低所得Ⅰ	1食につき110円	変更なし

R7 年 4 月 1 日
社会医療法人 栄光会 栄光病院 院長